当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け北海道開発局長公示）別記１に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記１に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局札幌開発建設部契約企画課（〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　電話011―611―0309）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑱　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⑲　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⑳　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : TOMIYAMA Hidenori, Director of Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Manufacture and installation of machinery and equipment at the Kitamura drainage pumping station in Hokkaido. Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 7 June 2022

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 23 August 2022 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 23 August 2022 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 23 August 2022)

⑹　Contact point for tender documentation : GOUDA Hisaki, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of River, Products and Services Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism North 2, West 19, Chuoku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0309 ext. 3244

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年５月13日

支出負担行為担当官

東北地方整備局副局長　大野　昌仁

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第２号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　仙台塩釜港仙台港区向洋地区岸壁（－14m）裏埋外工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　宮城県仙台市仙台塩釜港仙台港区内

⑷　工事内容　裏込・裏埋工　１式、上部工　１式

⑸　工期　契約締結日から令和５年３月24日まで。

⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑽　本工事は契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑾　本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する対象工事である。

⑿　本工事は、出来高に応じた部分払いを行う「出来高部分払方式」を選択することができる工事である。

なお、選択にあたっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に通知すること。

⒀　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒁　本工事は、「港湾請負工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。

⒂　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。

⒃　本工事は、若手の主任技術者又は監理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。

若手主任技術者又は監理技術者は、昭和57年４月２日以降に生まれた者とする。

⒄　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒅　本工事は、工事期間中の直近３カ年の真夏日の日数に応じて、新型コロナウイルス対策を伴う熱中症予防対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⒆　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⒇　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

(21)　本工事は賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(22)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後、速やかに発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

(23)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。「工事設計書」については、契約後に適宜、東北地方整備局港湾空港部ホームページにより公表する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。